

介護老人保健施設及び病院又は診療所に係る 屋内の直通階段及びエレベーターの設置

1) 屋内の直通階段及びエレベーターに関する規制について

- 介護老人保健施設及び病院又は診療所の屋内の直通階段及びエレベーターの設置に関する基準は以下のとおり。

	介護老人保健施設	病院又は診療所（療養病床）
構造設備基準	<p>療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けなければならない。</p> <p>（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第4条第1項第2号）</p>	<p>2階以上に病室を設ける場合、屋内の直通階段を2以上設けなければならない。</p> <p>ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階の病室の床面積の合計がそれぞれ50㎡（主要構造部が耐火構造である又は不燃材料で造られている建築物にあっては100㎡）以下のものは、患者の使用する屋内の直通階段を1とすることができる。</p> <p>（医療法施行規則第16条第1項第8号）</p>

- 介護老人保健施設については、介護保険の構造設備基準でエレベーターの設置義務がある。
- 一方、病院又は診療所については、医療法施行規則の構造設備基準でエレベーターの設置義務はない。